

河曲地区地域づくり協議会

広報 かわの

令和8年9月30日 第26号

総代会定例研修 豊明市共生交流プラザ 「カラット」を見学

豊明市の「カラット」を見学

梅雨空の7月4日、河曲地区総代会の一日研修として、委員27名で愛知県豊明市にある地域交流施設「カラット」を見学してきました。今後の地域の活性化に際し、大切な視点となる「施設の在り方」についての優れた先行事例として、ここを見学先としました。

設置の経緯、旧校舎の再整備

豊明市の条例によれば、交流施設「カラット」の設置目的は「市民や地域の多様な主体（活動団体・クラブ）が交流し、世代や分野を超えて相互がつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく、地域共生社会の実現」ということです。この場合、これを支える活動拠点が多様な人々の集りやすい場所にあって設備も整っておれば申し分ありません。

施設は、名古屋市近郊のベッドタウン団地建設

一般来館者駐車場利用案内

カラットご利用者様 4時間まで無料	
※カラットご利用者様は、お持ちの車、組合交付の駐車券を受け付けてください。	
■駐車料金	60分毎 200円 ※入庫後 30分以内無料（当該不課）
■営業時間	8:30～21:30 ※左記時間外は入庫できません。
■休館日	毎月最終日曜日、12月29日～1月3日

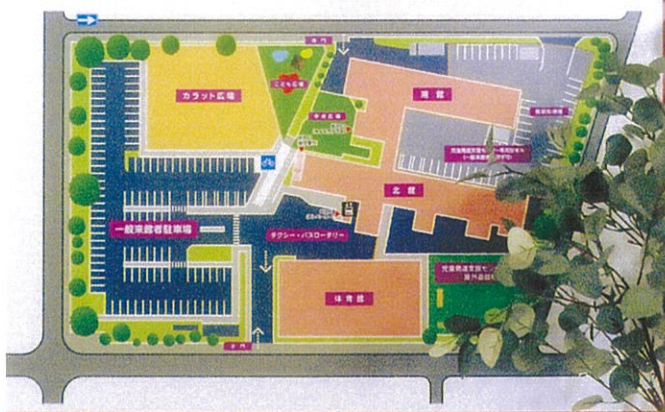
カラットホームページ



豊明市共生交流プラザ

カラット

施設案内図



ブームにより昭和51年に双峰小学校から分離して「市立唐竹小学校」として新設され、団地の多くの子弟を長らく受け入れていたものの団地住民の高齢化とともに通学児童が激減、結局45ヶ年の歴史に終止符を打ち、令和3年3月に元の双峰小学校に再統合されて閉校になった小学校校舎をそっくり再整備したものです。



【フロアマップ】



「カラット」の施設設備

新築かとも思える真新しい4階建北棟の3、4階12室と3階建南棟12室の計二棟24室からなるこの複合施設は、興味と関心に応じた多様な活動との出会いが生まれる場所で、「共生交流プラザカラット」と称されています。カラットとは一義的にはこの「唐竹小学校」に由来する名称で、二義的には、からっとした青空のもと、ダイヤモンドのような輝きをみんなで育もうなどの願いがあるそうです。

もとの教室を利用する形の活動スペースには、上掲のフロアマップのとおり、フリースペースとレンタルスペースの二種類があります。

利用料無料のフリースペースにはラーニングスペース、ラウンジ、イートインスペース、子育て世代交流スペース、みんなのテラス、フォーラム、こども図書館、こどもあそび場等があります。

軽微な利用料がかかるレンタルスペースには前面鏡張りパフォーマンススタジオ、ドラム楽器常備のサウンドスタジオ、多目的室、調理室、活動室8室、研修室3室、調理室、そして外には広い

体育館が建っています。

また併設施設として建物の一階と二階に豊明市子育て支援センター（プレイルーム、相談室、多目的室などを包含）と児童発達支援センター、および歴史民俗資料室が常設されています。

ほぼ年中無休、午後9時まで営業

運営は市が公募して選ばれた応募指定管理者が5年契約で行い、現在は著名大手事業会社が当事者です。営業は朝9時から夜9時、休日は毎月最終日曜日と年末年始6日間のみ。つまり年間347日、毎日夜9時まで動いています。



研修施設概要説明

あればいいながそこにある

今回、私たち河曲からの外部見学者は、まず二階の研修室に招き入れられ、運営会社の澁瀬とした担当社員の方から、概要説明を聞き、ついで南北二棟、各活動室、さらに屋外に出て野外活動のための広場、などの全てを見て廻りました。

土曜日午前でしたので、高齢の方々による料理教室での調理、小学生児童の習字、工作教室でのダンボール紙利用の家づくりがあり、歓談室での赤ちゃん連れの母子、静かな自習室での受験勉強、喫茶室の二人づれなどが窓越しに見えました。また、前面鏡張りのスタジオがあり、ストリートピアノが三台も置かれていました。

体育系、音楽系のみならず、ここでは畳敷きの広間があり、囲碁、将棋などの活動にも対応して



施設内を巡回見学

います。あればいいな、楽しいだろうなと思う施設設備の多くがそこにあることに驚きました。



高齢者料理教室



習字活動



工作教室



自習室

年間利用者30万人

利用者の動向ですが、人口6万人の豊明市でこの施設の年間利用者は30万人だそうです。市民一人当たり5回はここに来て、多方面にわたる活動やイベントに参加している計算になります。なにしろほぼすべての交流関連施設が一ヶ所に纏まっているので、ここに来ればいつでも思い通りに密に楽しく過ごせるそうです。



歓談室



カラットストア イートイン



総合受付

鈴鹿市では

鈴鹿市の場合、人口減少に伴う小中高の学校統廃合は現在進行形で起こっています。そこで生じる遊休施設の有効利用には関係者も大わらわのようです。全体としてみれば、やがて日本の総人口が現在の5割減8000万人になるという流れから、河曲もいずれ大波をかぶることは必至です。

とはいえ、幸い、まだ時間があります。後発ゆえに整った諸施設が一ヶ所に纏まった機能的な豊

明とは比較になりませんが、河曲では、所与の点在する施設を利用しつつ地域の輪と和のつながりの良さを活かし、公民館や町の公会堂をベースに活動は活発ですので、この勢いを萎えさせないことが肝要です。

以上、地域づくり協議会の関係者のひとりとして学ぶことの多かった今回の見学でした。これを機会に、現在が長期漸減高齢化の傾向にあることを念頭に、次の河曲での施設更新時にはここカラットを思い出すことが肝心、と思いました。

史蹟と老舗

帰路、徳川家康公ゆかりの岡崎城公園に寄って、三河武士集団、松平氏一族八代にかかる幾つかの史蹟をめぐってきました。公園内の高さ6mのからくり時計塔の前で、家康公を模した人形が能舞する姿をスマホ収録中の河曲の方々を見かけました。さらに延元2年（1339）創業以来687年の歴史を有する岡崎味噌の老舗「まるや八丁味噌」さんでは、大樽が並ぶ味噌蔵を見学し、味噌すくいに挑戦してきました。 完



山辺の伝統行事 唱念一百万遍

南無阿弥陀仏を百万遍

7月5日（日）午後1時半から山辺の池道山正覚寺で、400年来の伝統行事「百万遍 ひゃくまんべん」が営まれました。この行事の詳細については先に本誌第19号（令和6年12月号）で紹介致しました。今回は、当日の一時過ぎから二時間ほど御堂に同座させて頂いた際の体験記です。

催行日は7月第一日曜という約定に沿った5日でした。暑くなると疫病が流行りだすことから無病息災家内安全を祈願するには頃合いの時期と言

えましょう。御堂では当番の南垣内の皆さんによる120枚の「お札さん」摺りは始まっていた。念仏を唱えつつ右送りしていく数珠の周回数を押さえる遍数札の確認も並行して進んでいました。そして1時半、お念佛が始まりました。



遍数札の確認

兼丸導師のお勧めもあり、当日は途中20分ほどお念佛と数珠送りの輪に入れて頂きました。合流して驚いたのは、お念佛に合わせて長さ十尺の数珠を右隣りへ送るその速さです。そしてその速い送りと唱声の和が日常の雑念を払い落とし、ひとしきり、凡夫を没我の心域に近づけて下さっていたのだ、と後で思い至りました。 完



お札摺り



お札並べ

唱念一百万遍



戦国時代の残響 ガモジが来るにい

ガモジ異聞

入相の鐘の響きやさしい木田の光明寺さんでのこと。聞法衆のお一人から、「ちっちゃかった頃、母親からもばあさんからも、言うこときかんとると、そのうちこわーいガモジが来るにい、ってよう言われた、そうゆうて叱られた」との思い出話が飛び出しました。

ガモジとは初耳だったので、なにそれ、と聞き直すと、ご住職から「ガモジとは蒲生氏郷（ガモウジサト）が訛ってガモウウジからガモジになったことば。戦国時代、在地勢力を抑えこむため織田方の先陣を務めていた蒲生氏郷の軍勢は、亀山から鈴鹿、四日市と攻め続けた」と教わりました。その結果、この近辺の里人は命すら危うい状況に追い込まれたようです。

氏郷の事績

とはいえその生涯を辿ると氏郷は、弘治2年1556 近江の名家「日野の蒲生殿」に生れ、若くして一向衆平定に始まる織田軍の南下による伊勢平定に寄与し、大河内城攻めで初陣を飾り、功あって近江の日野城を託され、亀山城を経て、秀吉のもとで北畠勢を一掃し、天正12年1584には南伊勢領主として松ヶ島に拠を定め、在任四年目の天正16年1588、松坂城を建て、町を興し、楽市を設けて松坂商人の隆盛の基を築いた地域の恩人です。

更に氏郷は、国替えで天正18年1590、42万石の領主として陸奥黒川に移ります。そしてそこでも在領五ヶ年のうちに城を建て、町を興して名も会津若松と改め、石高を92万石に増やし、東北屈指の城下町に仕立て上げた名君でした。

それだけに当初、非織田・秀吉領の河曲に攻め込んできた猛将氏郷勢の激しい動きは、村人たちには恐怖以外の何物でもなかったことと思われます。結果、その記憶は里中に長く伝わり、令和の今まで「ガモジ」として生き残ったようです。

ガモジに関し、石薬師地区明るいまちづくり協議会歴史文化部（令和4年1月）刊「石薬師地区の歴史再発掘 Ⅲ」によれば、この表現が分布している地域は、鈴鹿山脈の山麓沿いに亀山から鈴鹿川左岸の台地、そして四日市と記されています。調査の段階で河曲地区はその対象域でなかったのかも



蒲生氏郷公尊像

しれません。須賀ではこの言い回しを耳にしたことはありません。

ガモジ ガボジ ガオジ ガオ ガオジイ

ガモジはガボジとも訛ります。木田ではガモジという表現で今にきていますが、国分のKiさんによれば、「つい最近まで、あそこのどあいから、ほれ、ガボジが来るぞ」等と耳にしていた由。

これが山辺ではガオジになります。「ほんなテンバチしとるとガオジが出て来るに、とよう母親がゆうとったなあ」とのKaさんの思い出話を聴きました。テンバチとは天罰の訛りらしく（それは天罰の下るべき）わるさ・悪戯の意のようです。

鈴鹿川を南に超えた竹野でも体験を有する方に出合いました。Buさんによると「ガオが来る、ガオが来るといっても聞いとった」とのことです。

では、その中間に位置する甲斐ではどうか、「定五郎物語」の取材で世話になったTuさんを介し、順季祝い（稲の順調な生育を賀す夏の宴）の40人程の席で年配の方々に尋ねてもらったところ、10人程の方が御存じで、そのうち多くが「ガオジ」、やや少数が「ガオジイ」と覚えてみえた、との報せが入りました。この場合、ガオジイは「怖い人」の謂いとして「ガオ爺」と理解してみえた、との附言もありました。蒲生氏郷は甲斐の村里にも累を及ぼしていたことは確かなようです。

ちなみに他国の例として、備前岡山では子供にとり憑く恐いカッパのことを「ゴンゴ」といっていた由、また肥前長崎の上五島では、親は怖いものがやってくることを「アムヨンが来んに」と低い声で迫り、子供を諫めていたそうです。 完

夏休みラジオ体操

7月25日: 332名

8月1日: 243名

猛暑日と酷暑日が続いた7月第4週末の7月25日、河曲小学校学校運営協議会主催、河曲地区地域づくり協議会共催、令和8年度夏休みラジオ体操の集いがありました。

参加者は332名。超快晴のこの朝、校舎の北東背後から差し込む朝日をうけて参加者の影が長く伸びていました。体操のあと、参加者にはお楽し

み「ビンゴ」大会があり、大いに沸いていました。続く8月1日には243名の参加がありました。



体育委員会 4 競技大会成績

インディアカ
卓球女子ソフトバレー
バドミントン

4月4日の総会で始まった令和8年度体育委員会の予定行事は、8月までにインディアカ以下4つの競技大会が実施され、各チームそれぞれ下記の成績を得られました。

インディアカ大会 5月10日 神戸中学校

役員 部長・北川一行 副部長・瀬戸希巳江

委員 24名

成績

男子優勝 国分A	準優勝 野辺A
3位 河田A	3位 国分S
女子優勝 国分B	準優勝 国分A
3位 須賀	3位 野辺

女子ソフトバレー大会 6月14日 神戸中学校

役員 部長・辻原渉 副部長・西村敦子

委員 22名

成績 優勝 国分	準優勝 西十宮A
3位 十宮B	3位 竹野A

男女卓球大会 6月14日 神戸中学校

役員 部長・小林寿樹 副部長・村木陽子

委員 22名

成績 優勝 宮の前	準優勝 竹野
3位 須賀	3位 河田

男女ファミリーバドミントン大会

7月5日 河曲小学校

役員 本部・各地区理事16名

成績 優勝 須賀	準優勝 西十宮B
3位 十宮	3位 山辺A

国分チームは4競技5種目のうち3種目制覇という大活躍でした。今後の予定は、9月13日にソフトボール大会、10月18日に陸上部担当の河曲スポーツフェスタがあります。(8月17日 記)



鈴鹿市総合防災訓練の概要

令和8年9月27日

二つの訓練を一日で

本誌第26号が回覧中の9月27日、午前8時から地区別一斉サテライト型避難訓練、続いて午前9時から鈴鹿市全域の関係者による「鈴鹿市総合防災訓練」が行われます。

例年、サテライトは11月中旬の事業ですが、今回は河曲地区が「鈴鹿市総合防災訓練」の主会場となるため、市と連携して同日になりました。

●サテライト型訓練 午前8時～午前9時

サテライト型訓練は自治会別の初動訓練です。

- 1) 所定の一時避難所への参集
- 2) 避難者名簿作成を通じた安否確認
- 3) 避難状況の本部伝達
- 4) 災害非常食を本部で受取り、避難者に配付

●鈴鹿市総合防災訓練 午前9時～正午

地区別サテライト訓練終了後すぐに、午前9時から正午まで、河小グラウンド、同体育館、同駐車場、神戸中学校、保健センターの五会場で「鈴鹿市総合防災訓練」が行われます。

①河小グラウンド

- 9:00 開会式 末松市長挨拶
 9:30～11:00 道路啓開訓練 救出訓練
 11:00～12:00 公開訓練

②同体育館

- 9:30～11:00
 避難所開設

③同駐車場

- 9:00～12:00
 防災啓発

④神戸中学校

- 9:30～12:00 災害医療体制訓練

⑤保健センター

- 9:30～12:00 災害医療対策本部訓練

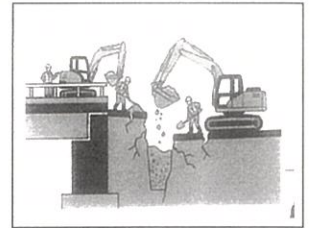
訓練の趣旨は、大規模災害に備え、鈴鹿市地域防災計画が円滑に運用できるよう地域住民、関係機関、関係団体の参画を得て連携を強化し、地域防災力の実効性を向上させる為です。熊本の激甚災害もあり、多くを学ぶ機会としたいものです。

訓練想定シナリオは、震度6弱の大規模災害が発生した状況のもとに行われます。

震源：南海トラフを震源とする大規模地震

規模：最大震度6弱

警報：大津波警報の発出



道路啓開・救出訓練 建設業協会の重機による道路上の啓開（障害除去）、および啓開先での救出訓練を、建設業協会と鈴鹿消防が担当されます。

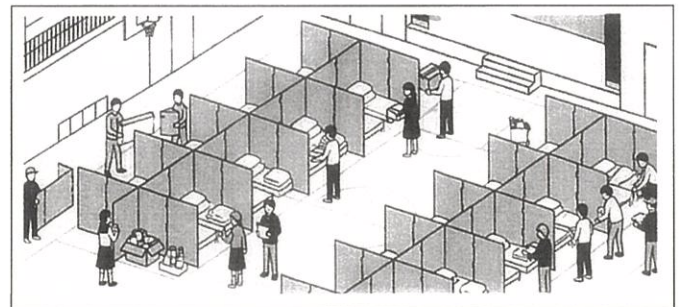
公開救助訓練 大型はしご車の伸長、放水、懸垂降下訓練等を実施、担当は鈴鹿消防の皆さん。

避難所開設訓練 河小体育館で90分にわたりオリーブボックス（避難所運営手順書及び資機材入れ）を使用した実践的運用を地域づくり協議会員など50名が体験します。広域被災が生じた時、河小体育館が指定避難所になるため、オリーブボックス使用予定地での事前体験の場となります。

90分のうち前半50分で避難所の目的・役割・開設、小学校の防災倉庫内に常置されているオリーブボックスの使い方を体験します。

避難所開設にあたっては、1) 展示物の張付け・避難者への呼びかけ、2) 避難所の安全点検、3) 施設要員を受付、誘導、区割りの3班体制での運用、を学びます。

後半40分では、体育館内の「避難所環境再現エリア」で避難所生活を実体験します。



災害医療体制訓練として、神戸中学校校舎内で、救護所における負傷者のトリアージ、初期救護処置の実践訓練など、「救護所開設運営訓練」が行われます。担当は医療班、医師会、歯科医師会、鈴鹿医療科学大学学生、消防団の皆さんです。

保健センターでは「災害医療対策本部訓練」として、医療従事者の配置やリソース配分を統括する図上訓練が進められます。

●防災啓発として、小学校敷地内に設けた「防災啓発ブース」で、市と災害協定を締結している企業等による地域住民向け展示があります。

(8月10日 記)

民生児童委員研修 8月10日

『成年後見制度』を学ぶ

研修会に参加 河曲地区民生児童委員の野田代表から、8月10日に公民館で社会福祉関連の研修会があるので地域づくりの一員として参加を、とのお話がありました。

テーマは『成年後見制度について』、講師は鈴鹿市社会福祉協議会「後見サポートセンターみらい」所属の内山昂貴さんと桶谷保子さん。

以下、65歳以上を高齢者、75歳以上を後期高齢者という高齢化社会が抱える課題に関し、民生委員さん方と共に学び、理解したことを、当日の資料も踏まえて報告いたします。

■前置き：最近の人的現状 成年後見制度が今、なぜ関心を集めてきているのか。この背景には日本の人的現状として、おひとり様、高齢化、家族関係の複雑化、などの課題があるようです。

令和5年2月刊「河曲地域カルテ」によれば、河曲地区人口10254人、4549世帯

年少人口：14歳以下 1336人（13%）

生産年齢人口：15～64歳 6298人（60%）

老年人口 65歳以上 2720人（27%）

うち高齢者（65～74歳） 1279人

後期高齢者（75歳以上） 1441人

となっています。ここで老年人口は河曲では27%ですが全国平均は29%です。総人口1億2000万人のうち29%の3600万人が65歳以上、言い換えると「10人集まれば3人が高齢者」が現況です。

平均健康寿命との兼ね合い 平均健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、病気や障害による介護を要せず、自立して生活できる期間をいい、男性72.57歳、女性75.45歳となっています。これを日本人の平均寿命と比べると、

平均寿命 男性81.09歳、女性87.14歳

平均健康寿命 男性72.57歳、女性75.45歳

となり、この間の年月差は、平均寿命－平均健康寿命＝男性8.5年、女性11.7年です。そしてこの8～11年は、数字の上からみた終活を含む人生の大事な整理期間ですが、不測の事態はいつ起きるか分かりません。その時を想定した準備をしてお

くのが良策です。

とくに近年、この高齢者の方々の間に「認知症」の問題があります。統計では高齢者5人に1人が認知症で、これに認知症予備軍を含めると4人に1人が困難な状況にあります。

高齢者の世帯構造 これについては、

独居32.7% 夫婦のみ31.8% 親と未婚の子のみ20.4% 三世帯同居6.3%

となっています。また、河曲地区の後期高齢者数は令和4年現在で1441人です。

■本論：現代は契約社会 コンビニでの買い物は「売買契約」の一種です。介護施設に入居するときは「入居契約」を結び、費用やサービス内容に合意することが必要です。携帯電話やインターネット、生命保険などは複雑ですから、その内容をよく理解した上でサインすることが大切です。

判断能力が低下すると、内容をよく理解しないまま高額商品を購入したり、不用なサービスを契約してしまうなど、不利益な契約を結んでしまい、取り消しも難しい場合が生じます。

悪質な商法の被害に遭うこともあります。「無料です、今だけです」などの言葉に乗せられ、詐欺や悪質な訪問販売に遭うリスクが高まります。

預貯金の引き出しや請求書の支払い、年金の管理など、お金に関わる手続きが適切に行なえず、最悪時、財産を失ってしまうこともあります。

医療・介護の手続きが滞ることも生じます。入院や施設入所が必要になったとき、本人が契約や手続きを進めることが出来ず、必要なサービスをすぐに受けられなくなる場合があります。

成年後見制度

定義 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方を法律的に保護し、日常生活を支援する制度。いろいろなリスクを避け、自分の大切な権利を守る仕組みとして生まれたのが成年後見制度です。

特徴と目的 この制度の特徴は「本人の意思を尊重すること」です。そのうえで、後見人が本人に代わり全てを決めるのではなく、あくまでも本人が自分らしく生活が出来るように「そばに寄り添ってサポートすること」を目的としています。

後見人 保護と支援に任る後見人には、家族だけでなく、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家や法人が選ばれることもあります。

監督 この制度は「本人の権利を守るための制度」であり、財産を他の人が勝手に使うことを防ぐための監督の仕組みも整っています。家庭裁判所が後見人の仕事を監督します。

成年後見制度の種類 この制度には、1) 法定後見、2) 任意後見の二種類があります。

1) 法定後見すでに判断能力が低下している場合に援用します。本人・家族・市区町村などが家庭裁判所に申し立てを行い、裁判所が後見人等を選任します。判断能力に応じて、次の3つの類型があります。

- ・補助：判断能力が不十分な方（比較的軽度）
- ・保佐：判断能力が著しく不十分な方
- ・成年後見：判断能力がほとんどない方

この類型の判断は、医師の診断書（成年後見制度用）の判断能力判定の意見の欄を参考に、どの類型になるか判断されます。診断書は、必ずしも精神科の医師でなくてもかまいません。

2) 任意後見 将来、判断能力が低下したときのため、元気なうちに自分で後見人を選び、予め契約を結んでおく制度です。信頼できる家族や専門家と公正証書（公証役場で作る正式な書類）を作成します。利点は、

- ・後見人を自分で選べる
- ・支援の内容を自分で決められる
- ・本人の意思が最大限に反映される

後見人の主な二つの仕事

1) 財産管理

- ・預貯金口座の管理・出金・振込手続き
- ・公共料金・医療費・施設費の支払い
- ・年金・保険金・給付金などの受け取り手続き
- ・財産の収支を記録した帳簿の作成
- ・不動産の管理（処分には家裁の許可が必要）
- ・定期的に家庭裁判所へ収支報告書を提出

2) 身上保護

- ・病院・診療所への入院手続きの支援
- ・介護保険サービスの利用に関する契約
- ・老人ホーム・介護施設への入所契約の支援
- ・住いに関する手続きの支援（賃貸契約など）

注意：後見人の仕事はあくまで「法的な手続きの支援」であり、食事や入浴の介助など直接的な介護・生活援助は含まれていません。これらはヘルパーさんや介護スタッフが担います。

成年後見人の働き方

ケース1 一人暮らし認知症の高齢女性

状況：認知症が進み、テレビショッピングで購入したことを忘れて何度も同じ商品を注文。気づけば不要な商品が山積みになり、余分な支出が増えた。遠方に住む娘からも通帳や印鑑の紛失の度に連絡が入り、心配だけども家庭もあり日常的な支援ができない。

後見人の役割：通帳や印鑑などの金銭管理を行い、紛失を防ぐ。不正な契約等は同意権や取消権を行使し解約するようにする。定期的な買い物は福祉サービスの利用を行う。離れた家族も安心でき、本人も住み慣れた地域で生活できる。

ケース2 入院が必要な身寄りのない高齢男性

状況：脳梗塞で倒れ、判断能力が急に低下。本人は入院の手続きや治療費の支払いを自分でできなくなった。同居の家族もおらず、子どもとも疎遠で、手続きが止まってしまった。

後見人の役割：後見人が本人に代わり病院と入院契約を締結。年金口座から治療費を支払い、退院後の施設入所の手続きまで一貫してサポート。

ケース3 親が高齢、子供が知的障がいと病気

状況：身の回りのことや行政の手続き、金銭管理などあらゆる身上保護を母親が中心となって行ってきた。母が高齢となり、母の病気が発覚。

後見人の役割：母が行ってきた金銭管理や身上保護を代行。また、在宅生活が難しくなってきたら、計画相談員と連携し、本人が困らないための知的障がい者向けのグループホームの契約をするなど、安心した生活を送れる環境を整備する。

相談事例

1) 銀行、保険会社、証券会社などから後見人をつけてくださいと言われた。

状況：特別養護老人ホーム入所の認知症の父に代わって、父のキャッシュカードを使い、出金し支払いを行っていた。ある日、銀行員より、本人と違うことを指摘され、現状を伝えようと本人に代わって出金はできない、後見人をつけてくださいと言われた。



→本人の許可を得ていたとしても、代理で出金をすることは禁止されている。すでに判断能力がない場合は成年後見制度を利用する方法のみ。判断能力がある場合は、家族信託や家族の代理カード、代理届などを金融機関で本人と契約をする。

申し立て

申し立てができる人

- ・本人（保佐・補助類型に限る）
- ・配偶者・四親等内の親族（子・孫・兄弟姉妹、曾孫、父母、祖父母など）
- ・市長村長（身寄りのない方の場合）

→身寄りのない場合でも、市町村が代わりに申し立てができるため、誰でも制度を利用できる仕組みになっている。

後見制度利用までの4つのステップ

- 1) 相談→専門家、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談
社会福祉協議会やケアマネジャーや地域包括支援センター、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家に相談に出向く。費用の目安や必要書類なども教えてもらえる。気軽に相談するだけでも大丈夫。
- 2) 申立て→家庭裁判所へ必要書類を提出
家庭裁判所への申立てには、必要書類（申立書・診断書・財産目録など）をそろえて、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行う。書類の準備は専門家のサポートを受けるのがおすすめ。
- 3) 審査・裁定→裁判所の調査と後見人の選任
調査・審判では、家庭裁判所が本人の判断能力・財産状況・生活状況などを調査。場合によっては鑑定（医師による判断能力の評価）が行われる。審判まで通常数ヶ月かかる。
- 4) 開始→後見人が支援開始
家庭裁判所から後見人等が選任されると正式に支援開始。後見人は定期的に家庭裁判所に活動報告を行う義務があり、適切な支援が継続されるよう管理がなされる。

【相談事例：金銭管理ができない独居生活の認知症高齢者】

- ・ケアマネジャー（CM）から相談
- ・要介護1、アルツハイマー型認知症
- ・収入は年金のみ
- ・金銭管理ができず、滞納や未払いが発生
- ・夫が亡くなった際の財産数百万を数年で散財

- ・デイサービス利用等提案したいが本人の理解力が課題でサービス利用契約ができない
- ・親族（子）の支援・援助は難しい
- ・過去に公的機関の金銭管理サービスの利用提案するも本人拒否のためつながらず（複数回）
- ・CM、包括、社福協にて本人宅訪問し後見制度の説明、利用意思の確認
- ・長男へ説明し、申立人となってもらう
- ・当会で申し立て書類作成のフォロー、申立のフォロー
- ・後見人選任されるまでは身元保証会社と契約し金銭管理を担ってもらう（包括・CMサポート）

【よくある質問】

Q1 報酬はいくらぐらい必要か？

報酬額の全体平均は年33万4737円（月約2万8千円）

- ・資産1千万円超5千万円以下：43万6932円
- ・資産5千万円超1億円以下：65万6248円
- ・資産1億円超：91万4888円
- ・弁護士：43万4427円・司法書士：35万208円
- 社会福祉士：25万7781円

Q2 申立てするのにいくら必要か？

診断書、戸籍・住民票取得費用、収入印紙・返送用切手 合計約1万円

鑑定が必要となったら→ 3万円～10万円

Q3 申立て費用や報酬費用がない人は申し込めないのか？

申し立て及び報酬費用に対する鈴鹿市による助成事業がある。ただし、助成対象の条件があるので社福協に相談する。

Q4 他の親族に言わずに進めても良いのか？

申し立て書類に、推定相続人による親族意見書が提出資料としてある。ただし、必須ではないが提出できない理由を記載する必要がある。今後のトラブル防止のために、親族間で申し立てについての話し合いをすることが望ましい。



Q5 どこに相談したら良いのか？

鈴鹿市後見サポートセンターみらい（鈴鹿市社会福祉協議会） TEL 059-373-5737
 地域包括支援センター TEL 059-384-4165
 「備えあれば憂いなし」 大切な自身の生活と財産を守るために、まず一歩、相談してみる。「自分らしい生活」を支える制度がすぐ隣にある。

民法改正への動き

改正民法が令和8年6月17日の参院本会議で可決成立→2年内の施行を目指す（令和10年中）。
 法改正のポイントは以下の4点。

1. 「終身利用」の廃止（途中終了が可能に）
2. 「補助」への一元化（3類型を廃止）
3. 「オーダーメイド型」の権限付与
4. 後見人（補助人）の交代の柔軟化

申立て費用・支払い報酬

この制度を利用した場合、どれ程の支払い負担が生じるか。研修時に配付された「わたしの人生ノート」に載った鈴鹿市の大手医療福祉法人の広告によれば、「医療・福祉だけでは手が届かない、きめ細かいサポートを実現！」の前置きのもと、次の4分野別料金が示してありました。

鈴鹿市の法人の場合

1. 高齢者・障がい者 見守りサポート契約
 月1回の定期電話連絡、月1回の自宅訪問、利用者の依頼に応じての随時面談、をとおして利用者の変化を見守り、要保護状態にあると認めた場合は関係期間に相応措置を要請する
 契約締結事務費用 55,000円～
 月額報酬 11,000円
2. 生活支援
 利用者の希望に応じて生活支援等を実施
 午前8時から午後10時まで
 1時間あたり 3,300円～
 夜間は別料金、細かな設定には応需
3. 身元保証サポート
 入院時、介護施設入所時等の身許保証人、身許引受人および緊急連絡先となる 料金は委託業務遂行に必要と判断される場合、預託金を求める場合あり
4. 葬送支援事業 契約
 利用者死亡の際に必要な支援が行えるよう事務委任を行う契約 提携する各種士業や連携業者

と協力して、不動産処分、家財整理、相続手続き等を行う

報酬額 応相談 55,000円～

葬儀費用は自己負担

預託金 報酬額及び通夜・告別式等に必要な費用は事前に預かり、委任事務完了後の清算は相続人が引継ぐ

別途、利用者の日常的な金銭管理、財産等管理に関する事務管理を行う「資産管理サポート契約」にも応需

津市の法人の場合 同じく同ノートに掲載の津市の法人の広告には、「ひとり暮らし（高齢者世帯）で将来が不安、家族や親族に迷惑をかけたくない、身近に頼れる人がいない、という高齢者・シニア・障がい者の方を生涯サポート」とうたい、下記4項目別支援案内が載っています。

1. 身元保証支援
 - ・入院や施設入所、賃貸住宅入居の際の身元保証
 - ・緊急時の駆け付け（24時間365日体制で連絡可能）
 - ・病院、施設、賃貸住宅（審査あり）等の連帯保証
 - ・手術や治療に対する同意など
2. 万一の時の支援
 - ・万一の時（急変時など）の駆け付け対応
 - ・保険証返還などの役所手続き
 - ・年金停止やライフライン停止などの手続き
 - ・施設居室の明け渡しや医療費の清算など
 - ・家財処分、遺品整理 など
3. 日常生活支援
 - ・病院受診の付き添い
 - ・買い物同行や代行、外出同行
 - ・郵便物管理、各種行政手続き
 - ・転居に伴う手続き、家財処分の手続きなど
4. 葬送支援
 - ・葬儀の手配
 - ・葬儀の打合せ、喪主代行
 - ・火葬、収骨
 - ・指定先への納骨 など

* いずれも弁護士、司法書士等の法律家と連携し、金銭管理、財産管理や遺言作成、後見人契約など法律問題にも対応

完

博物館・河小・神中の草刈り事業 ONE-TEAM が育っている

年度前半の主要事業に位置づけている小・中学校と博物館の草刈り及び刈草処理は、写真のとおり、6月13日、7月18日の2回とも天候に恵まれて大いに捗りました。

この作業過程では、その前日の大型機械による刈り払い作業が欠かせません。全員で取り組む本番当日の「刈草処理」が滞らないよう、早朝（今年は6月12日と7月17日）から有志数名により、大型機械で「刈り払い」を行なってもらっています。

当日はこの刈り払いにより、大勢の手を頼りとする刈草処理が効率よく進行します。本番当日の段取りは、まず本部で用意した箕とさらいで所定

の集積場所に集め、さらに可燃物処理場向け運搬用トラックに積み込みます。そして間を措かず御菌までピストン輸送します。一連の作業が午前8時の会長挨拶に始まって二時間で完了に至るのは、この前日刈り払いと刈草処理の連携が密だからです。現場は自治会長さんや団体の纏め役など幅広い年齢層の皆さんの集りですから、慣れと効率の点からしても一気呵成の流れ作業になることが肝要です。

皆さんの汗とともに、博物館南広場が、学校校舎の中庭が、駐車場周辺が、そして道路脇斜面がさっぱりした姿になるのは、河曲を支えて下さっている方々により、そこに ONE-TEAM が育っているからにはほかなりません。



R8. 6. 13



R8. 7. 18



河曲地区地域づくり協議会広報紙

『広報かわの』 第26号 令和8年9月30日発行
発行責任者 地域づくり協議会事務局長 松林嘉熙
事務局 河曲公民館内「地域部屋」 電059-390-1295